

美咲町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
美咲町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- ・教育職員が心身の健康を保ちながら、専門性を発揮し、児童生徒への教育に生き生きと専念できる環境を整えることは、学校教育の質を向上させ、学校を誰もが通いたくなる魅力的な場所にするとともに、「全ての子どもたちへのよりよい教育」の実現につながる。
- ・美咲町では、これまでも岡山県教育委員会と一体となって時間外在校等時間の縮減に取り組んできており、一定の成果がみられるが、学校における働き方改革をより一層進める必要がある。
- ・教育職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがいとを両立しながら、真に必要な業務に専念できるようにするため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に即し、本町の現状を踏まえて本計画を策定する。
- ・本計画に掲げる措置は、美咲町立学校の教育職員全てを対象とする。
- ・本計画における「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常勤勤務の者に限る。）、養護助教諭、学校栄養職員、事務職員をいう。

(2) 本町の現状

- ・本町で導入している業務記録システムから把握した、令和6年度における教育職員の時間外在校等時間等は次のとおりであった。

区分	月 45 時間以内の 教育職員の割合	月 80 時間超の 教育職員の割合
小学校	74.6%	0.7%
中学校	67.5%	1.3%
義務教育学校	77.2%	2.8%

- ・月当たりの時間外在校等時間の平均は減少してきている一方、80 時間を超える者はゼロになっていない。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教育職員の割合を100%にする。
- ・1年間（年度）における、月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおいて「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答する教育職員の割合について、公立学校共済組合の平均以上の割合を維持する。
- ・年間の年次有給休暇の取得日数が5日以上となっている教育職員の割合を100%にする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「学校と教師の業務の3分類」（以下「3分類」という。）を踏まえて実施する取組

・学校徴収金の公会計化

学校徴収金の徴収・管理に係る負担を軽減するため、内部管理、事務等の見直しや再配分を行う。また、システムの構築、導入について検討する。

・過剰な苦情等の抑制に向けた周知・啓発

学校に対する過剰な苦情等を抑制し、対応に係る負担を軽減するため、啓発ポスターを活用して、周知・啓発を進める。また、電話対応時における長時間の拘束や過剰な苦情等を抑制するための対策や、録音装置等導入を検討する。

- ・ **町教育委員会が求める報告等の内容や方法や回数の見直し**

学校教職員の負担を軽減するため、毎年度、町教育委員会が求める報告等の内容や方法、回数を見直しを行う。

- ・ **支援スタッフ等の配置**

教育職員が児童生徒への教育に専念できるようにするため、引き続き、学校の実態を踏まえながら教師業務アシスタント、校務員等の配置を行う。

- ・ **部活動指導員の配置**

部活動指導に係る負担を軽減するため、部活動指導員の配置を行う。

- ・ **校務系・学習系ネットワークの統合**

授業準備、成績処理等に係る負担を軽減するため、校務系・学習系ネットワーク統合を行う。

(2) 業務の適正化を図るために推進する学校の取り組み

- ・ **学校運営協議会等での学校における働き方改革についての議題化**

働き方改革の目的を地域・保護者等と共有し、連携・協働しながら取組を進められるよう、学校運営協議会やPTA総会等で、学校における働き方改革について議題として取り扱う。

- ・ **欠席連絡アプリ等の活用**

勤務時間を踏まえた業務等の見直しを進めるため、保護者等が学校に欠席・遅刻等を連絡できるアプリを活用する。

- ・ **定時退庁日の設定**

勤務時間を踏まえた業務等の見直しを進めるため、月1回以上の定時退庁日を設定する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ **年次休暇の計画的な取得の促進**

仕事と余暇のバランスのとれた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年間の年次有給休暇の5日以上取得を促進する。

- ・ **ストレスチェックの実施**

自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善を推進する。

・相談窓口の設置

心身の健康問題の早期発見・適切な対応を図るため、心身の健康問題に関する相談窓口の設置を継続する。

各学校では優先度を考慮しながら実態に応じた取組を行うとともに、ここに掲げた内容以外についても、主体的に業務の見直しを行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、本計画に定める目標の達成状況及び取組の実施状況を把握し、毎年度、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本町で導入している業務記録システムで把握し、働きがい等に関する目標については、ストレスチェックで把握する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、県教育委員会からの支援を活用し、管理職を対象としたマネジメント等に関する研修を充実させる。
- ・支援スタッフの配置など学校の指導・運営体制の充実や部活動の地域展開・連携等の取組の推進に当たっては、町長部局と連携を図りながら取り組む。

【参考資料】

(県の計画に掲げる目標及び取組と指標一覧)

	目標・取組	指標	現況値		R10 年度目標値
			中	高	値
1	時間外在校等時間に関する目標	月当たりの時間外在校等時間が45時間以内になっている教育職員の割合	63.4% ^{※1}	65.8% ^{※1}	100%
2		1年間(年度)における、月当たりの時間外在校等時間の平均	39.4h ^{※1}	37.6h ^{※1}	30h
3	ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合	72.6% ^{※2}		80%
4		「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合	83.0% ^{※2}		維持
5	学校運営協議会等での学校における働き方改革についての議題化	「学校運営協議会等で、学校における働き方改革について議題として取り扱うなどして、理解と協力をお願いしている」と回答した学校の割合	45.7% ^{※3}		100%
6	最終退校時刻の設定	「最終退校時刻を設定している」と回答した学校の割合	35.7% ^{※3}		100%
7	部活動指導員による単独での部活動指導	「部活動指導員は単独で部活動指導を行っている」と回答した学校の割合	28.6% ^{※3}		80%
8	複数の顧問による交代での部活動指導	「複数の顧問により交代で部活動指導を行っている」と回答した学校の割合	37.5% ^{※3}		80%

※1 本県で導入している業務記録システムにおける県立学校の令和6年度の割合及び値。ただし、「中」は中等教育学校前期課程を含み、「高」は中等教育学校後期課程を含む。

※2 令和7年11月に実施した勤務実態調査における当該質問項目に「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答した者の割合。

※3 令和7年8月に実施した取組状況調査における当該質問項目に「できている」と回答した学校の割合。

(学校と教師の業務の3分類) 文部科学省

学校と教師の業務の3分類

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

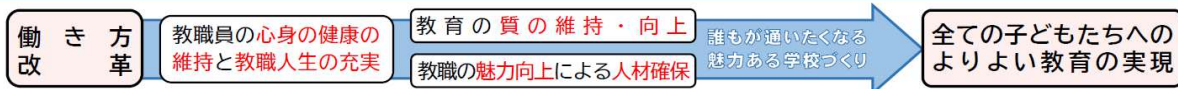
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(働き方改革 重点取組) 岡山県

令和7～10年度 学校における働き方改革 重点取組 岡山県教育委員会



目標 月当たりの時間外在校等時間が**45時間以内**となっている教員の割合を**100%**にする。

岡山県立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

1 1箇月につき45時間
2 1年につき360時間

(岡山県教育委員会規程「岡山県立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため」抜粋)

重点取組

目指す子どもの姿の実現に向けて、**真に必要な教育活動に精選し、保護者や地域関係者等の理解を得ながら、各教育委員会、各学校が自分事**として以下の取組を進める。

意識改革

教育委員会 ・在校等時間の把握・公表・指導
・総合教育会議での業務量管理等に関する計画・実施状況の議題化
・管理職のマネジメント力向上を目指した研修の実施

学校 ・熟議等を通じた校内での働き方改革の目的及び取組の共有
・学校運営協議会等での働き方改革の議題化とその内容の保護者・地域等との共有

業務等の見直し

教育委員会 ・事業・研修のスクラップ&ビルド
・小学校専科加配教員等の配置

教育委員会 学校 ・原則勤務時間内での外部対応(緊急時を除く)

学校 ・登下校時刻の見直し
・学校行事等の精選・重点化・省力化
・学習指導要領に基づく授業時数や内容等の見直し

部活動指導に関わる負担の軽減

教育委員会 ・学校と連携した部活動の地域連携・展開の推進

教育委員会 学校 ・ガイドライン等を遵守した部活動実施の徹底

学校 ・学校規模、顧問の配置状況等を踏まえた部活動数の適正化
・部活動指導員による単独指導・引率
・複数顧問による交代での指導・引率

校務DXの推進

教育委員会 ・校務DXに向けた環境整備
・校務系・学習系ネットワーク統合及び次世代の校務システム導入に向けた研究

教育委員会 学校 ・目的に応じた研修・会議の開催方法の工夫
・クラウドを活用した教材等の共有

学校 ・保護者連絡等のデジタル活用

外部人材の活用

教育委員会 ・施設管理業務の外部委託等
・支援スタッフの配置
・法務相談体制の整備

教育委員会 学校 ・保護者・地域向けの情報発信・理解促進の働きかけ

学校 ・支援スタッフ・地域学校協働活動推進員との効果的な連携(業務分担)

できるだけ早期に目標達成

月当たりの時間外在校等時間の平均 **30時間** (年間360時間)

月80時間を超える教員の数 **ゼロ**

※主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭

